

重度心身障害者医療福祉費支給制度(重度心身障害者マル福)

1. マル福を受けられる方

- ・大洗町在住で下記の、重度心身障害マル福の認定要件のいずれかに該当する方。

◎重度心身障害マル福の認定要件

身体障害者手帳1・2級及び内部障害3級
療育手帳の判定が㊤(マルA)またはA
身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下
特別児童扶養手当1級
障害年金1級

※ 65歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入がマル福受給要件に加わります。

2. 所得制限

- ・受給者本人の所得額が512.9万円未満であること。
 - ・同一世帯の扶養義務者(祖父母等)の所得額が、1,000万円未満であること
- ※ 茨城県の基準では、扶養義務者の所得制限額は628.7万円であるが大洗町独自に所得判定額を拡大しています。

3. 更新期間

- ・マル福該当となった月の1日から、次回6月30日まで
- ※ 所得額が不明の方は、更新されませんので注意してください。
- ※ 療育手帳及び障害年金によりマル福を受給されている方については、手帳等の更新時に等級を確認させていただく場合があります。
- ※ 障害の等級が下がったことにより、マル福受給資格を喪失した場合は、すみやかに役場へ届けてください。喪失後もマル福を受給していたことが判明した場合には、医療費の返還を求める場合があります。

4. 医療費自己負担額

- ◎外来・入院・・・健康保険の医療費につき自己負担無し
- ◎入院時食事代・・・標準自己負担額を負担。
- ◎調剤薬局・・・自己負担無し

5. 大洗町独自の助成

平成20年7月に障害者の扶養義務者に対する所得基準の引き下げ改正後も、改正前の基準額(1,000万円)を適用して判定しています。0歳から高校3年生まで、入院時の食事代を助成いたします。

6. マル福の利用方法

- ◎茨城県内の医療機関などを受診する場合
 - ・医療機関などの窓口で、健康保険証と一緒にマル福の受給者証を提示してください。

◎茨城県外の医療機関などを受診する場合

- ・マル福の受給者証は使用できませんので、保険証のみで受診し、一度医療費を自己負担してください。診療点数の記載された領収書などを持参のうえ、償還払いの申請（裏面参照）を行ってください。

7. 償還払いの申請について

- ・茨城県外の医療機関に受診した場合や、0歳から高校3年生までのお子様については、入院時の食事代について、申請により医療費を返還することができます。申請方法は下記を参考にしてください。

◎必要なもの

- ①診療報酬の記載された領収書 ②マル福受給者証 ③健康保険証 ④認め印 ⑤口座番号のわかるもの（登録済みの方は不要） ⑥健康保険からの高額療養費や付加給付金の支給決定通知書（※）

※ 医療費が高額となった場合に、ご加入の健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合があります。そちらを優先してご利用していただき、差額をマル福から支給いたします。

8. その他届出が必要な場合

下記のいずれかに該当する場合も届出が必要となりますので、該当された場合には、すみやかに届出を行ってください。

理 由	必 要 な も の
健康保険証が変わったとき	新しい健康保険証 マル福受給者証 認め印
住所や氏名が変更するとき	受給者証 認め印
登録口座を変更するとき	新しい口座の通帳等 認め印
受給者証を再発行するとき	来庁者の身分証明書 認め印
茨城県内の市町村へ転出するとき	受給者証 認め印
障害の等級変更により受給資格を喪失したとき	受給者証 新しい障害者手帳等

9. 問い合わせ先

大洗町役場 住民課 高齢医療年金係

TEL 267-5111（内線158）